

令和 7 年第 5 回守山市農業委員会総会議事録

第 5 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 5 月 9 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 19 号～議第 22 号

議第 19 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等
促進計画案に対して、意見を求めるについて

議第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 21 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

議第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

報告第 22 号～報告第 26 号

報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 25 号 農地変更届出について

報告第 26 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	10 高橋 謙二	11 服部 重信
12 辰市 祐洋	14 大崎 恭義	15 九重 智子
16 千代 博	17 今井 誠二	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	22 中島 耕治
23 西村 正秋	24 西村 潔	25 山本 麻紀代
26 秋山 新治		

3 欠席委員

8 番 村瀬 伸一郎委員
9 番 岡本 良一委員
13 番 西 直幸委員
18 番 西出 登志和委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 事務局長 武田 雅義
局 員 参事 寺田 篤司
局 員 専門員 柿本 勝幸
局 員 指導員 岡田 裕次
農政課 係長 白井 薫
農政課 主事 佐々木 仁志

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 22 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 5 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和7年第5回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件3件、その他案件1件、報告案件5件の合計9件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

21番 宇野 正 委員

22番 中島 耕治 委員

を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第19号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第19号 農地中間管理事業に係る農

用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めるについて
(旧基盤法第18条)
以上です。

○議長

議第19号については新規設定の23番から32番まで、及び耕作者変更の1番の案件に委員が関係しておりますので、まず、これらを除く農用地利用集積等計画案について審議を行います。

○議長

事務局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第19号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めるについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上の計画案の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第19号の新規設定の23番から32番まで、

及び耕作者変更の1番を除く提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

権利の種類で、賃借権と使用貸借権があるが、この違いについて教えて欲しい。

○農政課

賃借にあたり賃料が発生するかしないかの違いで、賃料が発生するのが賃借権で、発生しないのが使用貸借権です。

使用貸借については、賃料が発生しませんが、貸借人それぞれが契約内容を合意したうえで使用貸借権を契約されたものと理解しております。

○議長

他に意見はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、直ちに採決をいたします。

本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言)

「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

続いて、議第19号の新規設定の23番から32番まで、及び耕作者変更の1番を議題といたします。

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）」に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に際して退席していただくこととなります。

まずは、新規設定の23番から32番までの関係者である議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議長

事務局長より提案理由の説明をいたします。

○事務局長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第19号の新規設定23番から32番までにつきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案を説明】

以上の計画案の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第19号の新規設定23番から32番までの提案理由の説明を終わります。

○議長

ただいまの件について、意見を求めます。意見はありますか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、直ちに採決をいたします。本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件の議第 19 号の新規設定 23 番から 32 番までは、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員の入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第 19 号の耕作者変更の 1 番の関係者である議席番号●番 ●● ●●委員に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議 長

事務局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 19 号の耕作者変更の 1 番につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第 9 条議案の説明)

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 19 号の耕作者変更の 1 番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの件について、意見を求めます。意見はありますか。

(会議規則第 10 条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件の議第 19 号の耕作者変更の 1 番は「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●● 委員の入室を認めます。

(1 名の委員 入室)

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第20号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第20号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第20号の提案理由のご説明を申し上げます。

これは、農地の今までの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1番の案件です。(位置図 3/17)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番○ 213 平方メートルの畠です。

譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○ さん○○歳、および○○ ○○ さん○○歳、持ち分はそれぞれ 2 分の 1 です。譲受人は、○○町○○○○番地○ ○○ ○○ さん○○歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、0 アールということですが、この土地を両親から引き継いで畠地として耕作される予定です。通作距離は、自宅の隣接地ということですので、0 キロメートルとなっております。

2番の案件です。(位置図 4/17)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番 1,160 平方メートルの田、同じく○○○○番○、1,127 平方メートルの田、2 筆合計で 2,287 平方メートルです。

譲渡人は、○○ ○丁目○○番○○号 ○○ ○○ さん○○歳。譲受人は、○○町○○○○番地○ ○○ ○○ さん○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、11.8 アール、通作距離は、0.7 キロメートルです。

3番の案件です。（位置図 5/17）

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○番○ 238 平方メートルの畠です。

譲渡人は、草津市○○ ○丁目○番○○号 ○○ ○○さん○○歳。譲受人は、○○町○○○番地○ 株式会社○○○○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、388.8 アール、通作距離は 0.4 キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件については、正當に耕作等を実施されるため、該当しません。

第 2 号の法人要件については、株式会社○○○○○○○○○○○○は農地所有適格法人であり、問題ありません。

第 3 号の信託要件についても該当しないこと、また、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該

当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

これらのことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第20号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、1番については、生前贈与の案件で、現在も譲受人が保全管理をされており、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、2番については、譲渡人○○さんの体調面がすぐれなくて、耕作ができず売り渡し先を探しておられました。譲受人である○○さんは、

当該農地の近隣で農地を購入され、今後規模拡大を考え
ておられ、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、3番の案件を●●●委員にお願いします。

○●番 ●●●委員

事務局より説明のありました、3番については、譲渡
人○○さんは高齢で、農地所有適格法人である株式会社
○○○○○○○○○○○○に売却されるということで、特に
問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第21号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第21号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第21号の提案理由のご説明を申し上げます。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

1番の案件です。（位置図 7～8/17）

申請地は、○○町 ○○○ ○○○番 119 平方メートルの田で、現況は宅地です。申請人は、○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん○○歳。転用の事由は住宅敷地ということで、昭和 37 年頃に住宅の建築がされた無断転用是正案件で、新たに工事などが行われるものではありません。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 21 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●

●委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました 1 番については、現地確認したところ、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま報告のありました1番については、4月25日
に現地確認を行い住宅として使用されており、問題はない
と確認いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とす
ることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第22号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第22号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第22号の提案理由のご説明を申し上げます。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1番の案件です。(位置図 10~11/17)

申請地は、○○町 ○○ ○○○○番○ 29 平方メートルの畠、同じく○○○○番○ 70 平方メートルの田、同じ

く〇〇〇〇番〇 1,381 平方メートルの田、3 筆合計で 1,480 平方メートルです。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 の〇 〇〇 〇〇 さん〇〇歳、譲受人は、〇〇町〇〇〇 〇番地〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場と道路用地です。譲受人が建設資材をあらかじめストックしておいて、効率的に建設工事を進めるため、自社の近くの当該地を資材置場として選定されました。

本件は開発事業同意に該当することから、開発の基準に従い、前面道路の幅員を現状の 4 メートルから 5 メートルに拡幅されます。拡幅部分である〇〇〇〇番〇の 29 平方メートルと、〇〇〇〇番〇の 70 平方メートルが道路用地ということになります。なお、転用しない部分は、畠として利用されることになります。

立地基準の判断については、団地規模が 10 h a 未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第 2 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相

当と考えます。

2番の案件です。(位置図 12~13/17)

申請地は、○○町 ○○ ○○○番○ 462 平方メートルの田、同じく○○○番○の畠で 793 平方メートルのうち 90 平方メートル、2 筆合計で 552 平方メートルです。譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○ さん○○歳、譲受人は、○○町○○○番地 有限会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場です。譲受人は、建設業を営む法人であり現在、代表者の自宅に資材を置いておられる状況ですが、広さが十分でないため、新たな資材置場を必要とされています。なお備考欄に記載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、団地規模が 10 h a 未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第 2 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 22 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、1番については、所有者が高齢で、当該地は成形地でもなく耕作がしにくいところでもあり、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、2番については、周辺が宅地になり耕作がしにくいところで、所有者も高齢でありまた、用排水等にも問題もないことから、資材置場として売買されることに問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま、報告がありました、2件ともに問題はない
と考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とす
ることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 22 号から第 26 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

3 件の通知です。内容については記載の通りです。

報告第 25 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 26 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

===== 「なし」の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 46 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 5 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記

に署名する。

21番 宇野 正 委員

22番 中島 耕治 委員